

| | |
|----------------------------------|-------------------|
| 発生件数 | 5,232件 (-159件) |
| 死者数 | 51人 (+1人) |
| 負傷者数 | 6,254人 (-146人) |
| 死者全国ワースト3位 令和4年5月末時点 (前年比) | |

5月末現在の速報値です。確定値及び最新の件数については、千葉県警ホームページにて公表しています。

第181号 発行：千葉県環境生活部くらし安全推進課 電話 043(223)2263 FAX 043(221)2969

夏 令和4年7月10日(日)～19日(火) の交通安全運動

自転車も ルールを守る ドライバー



千葉県警察シンボルマスコット
シーボック

千葉県マスコットキャラクター
チーバくん



令和4年夏の交通安全運動が始まります

この時期は、暑さや解放感による安全意識や集中力の低下、夏休みに伴う交通の流れの変化などから、思わぬ事故が発生する恐れがあります。

事故に遭わない、起こさないために、一人ひとりがルールを守り、思いやりを持って道路を利用しましょう。

実施期間 令和4年7月10日(日)から7月19日(火)まで

スローガン ～ 自転車も ルールを守る ドライバー ～

運動の重点

- ① 自転車の安全利用の推進
- ② 飲酒運転や速度超過など悪質危険な運転の根絶
- ③ 子供や高齢者を始めとする歩行者の安全確保
- ④ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底



自転車保険への加入が義務になりました

自転車をご利用の皆さん、保険には入っていますか？

千葉県では「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の改正により、令和4年7月1日から自転車保険への加入が義務となりました。

自転車事故の加害者となった場合、高額な賠償金を請求されることもあります。

あなたと被害者を守るため、万が一事故を起こしてしまったときに備えて、必ず自転車保険に加入しましょう。

自転車保険の加入義務

- ・ 自転車利用者(未成年者の場合は保護者)
- ・ 自転車を業務で利用する事業者
- ・ 自転車貸付業者



詳しくは千葉県HPを
ご確認ください



高額賠償事例

小学生が夜間自転車で坂道を下っていたところ、歩行中の女性に正面衝突。女性は頭の骨を折り、意識が戻らない状態となった。

賠償額

9,521万円

飲酒運転しない! させない! 許さない!

飲酒運転の死亡事故率は、飲酒事故以外の約6.7倍と極めて高く、飲酒運転による交通事故は死亡事故につながる危険性が高いことが分かります。

飲酒運転は、大切な人の未来を奪う重大な犯罪です。「これくらいなら」、「少しの距離だから」という安易な気持ちは捨て、一人ひとりの力で飲酒運転を根絶しましょう。

「千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例」が令和4年1月1日に施行されました。

概要

- ・ 県民および飲食店等の特定の事業者は、飲酒運転をしている人を発見した場合などに、速やかに警察官に通報するよう努めること
- ・ 全ての事業者は、事業で使用する自動車等の運行に当たって、運転者が酒気を帯びていないことを確認するなど、飲酒運転防止のため必要な措置を講ずるよう努めること 等

詳しくは千葉県HPをご確認ください



千葉県における飲酒死亡事故(原付以上第一当事者)の死亡事故率比較【令和3年】



全席着用!シートベルト

シートベルトは、後部座席を含めた全ての座席での着用が義務付けられています。

また、6歳未満の子どもにはチャイルドシートを着用させなければいけません。

着用しないと、事故に遭ったときに車外に放り出されるなど、大変危険です。

あなたと同乗者の命を守るため、車に乗るときは、必ず全座席でシートベルトを着用しましょう。

千葉県
シートベルト
後席着用率
(令和3年度調査)
JAF・警察庁

高速道路

全国ワースト

2位

一般道

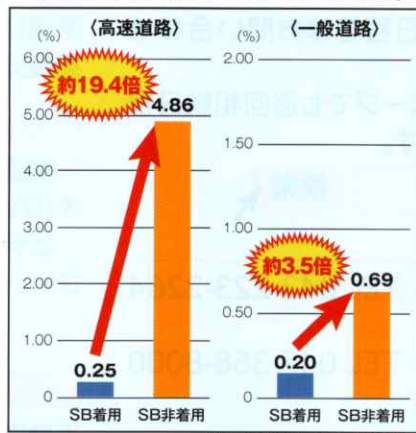
全国ワースト

7位

シートベルトを着用しないと、こんなに危険!



自動車後部座席同乗中死傷者のシートベルト着用・非着用別致死率【過去5年(平成29年～令和3年)合計】



子供と高齢者の事故防止

子供の事故防止

子供に対する安全教育のポイント

- ・道路を横断するときは、「止まる・見る・待つ」ことを習慣づけましょう。
- ・「飛び出し」の危険性と「止まる」ことの大切さを伝えましょう。
- ・大人がお手本となって繰り返し教えましょう。



ドライバーの皆さんへ

夏休み期間中は、子供たちが普段と違う時間帯に遊んでいたり、思わぬところから飛び出してくる可能性もあります。左右の安全確認を行い、安全な速度で運転するよう心がけましょう。

高齢者の事故防止

歩行中の事故に注意!

- ・歩行中の高齢者が被害に遭う事故が大変多くなっています。
- ・歩いて外出する際は、明るい色の服や反射材を身に着けるなど、ドライバーから見えやすい服装を心がけるとともに、道路を横断するときは左右の安全確認を必ず行いましょう。



ドライバーの皆さんへ

横断歩道は歩行者優先です。横断歩道の手前では速度を落とし、渡ろうとしている人がいないかよく確認しましょう。

◎交通事故の相談

交通事故の当事者となり、お困りの方はご相談ください。臨床心理士による心のケアも行っています。県内各市町で巡回相談も行っていますので、日程等はお問い合わせください。

なお、くらし安全推進課ホームページでも巡回相談日程や交通事故Q&Aをご案内しています。

千葉県交通事故相談所

検索

問い合わせ先

- 本所…県庁本庁舎2階 TEL 043-223-2264
- 東葛飾支所…東葛飾合同庁舎 TEL 047-368-8000
4階
- 安房支所…安房合同庁舎1階 TEL 0470-22-7132

◎千葉県交通安全教育推進員の派遣

学校、町内会、職員研修などで交通安全教室を開く際にご活用ください。対象者に合わせて経験豊富な推進員を派遣いたします。(講師料は無料ですが、講師の交通費等の実費分は負担願います。)

◎交通安全ビデオの貸出

交通安全教育に役立てていただくために、交通安全ビデオ(DVD・VHS)の貸出を行っています。

ビデオ一覧は、くらし安全推進課ホームページをご覧ください。

千葉県交通安全ライブラリー

検索

問い合わせ先

- 千葉県環境生活部
くらし安全推進課 交通安全対策室 TEL 043-223-2263